

## 令和3年度子育て世帯への 臨時特別給付に変更がありました

### ◆申請期限を3月10日(木)に変更します。

2月1日号つながりで3月31日必着としていましたが、**国からの通知により、3月中に振込みを行う必要があるため、申請期限を3月10日(木)に変更します。**

**3月中に生まれた新生児は、出生後15日以内に申請してください。4月15日(金)まで申請が可能です。**

対象児童＝

- ①令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
- ②令和3年9月30日時点で高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合)
- ③令和3年10月から令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)

受給対象者＝

- ①令和3年9月分の児童手当を受給している人(9月生まれを含む)＝**申請不要**  
養育する高校生がいる場合は高校生分を含めて12月24日に振込みました

ただし、公務員の人は**要申請**

- ②高校生児童のみを養育している人＝**要申請**
- ③令和3年12月から令和4年3月までに生まれた児童の児童手当を受給している人＝**要申請**  
10月から11月までに生まれた児童の児童手当を申請済の人は、児童手当支給認定の後、1月以降順次振込しています

ただし、公務員の人は**要申請**

※生計を維持する程度の高い者の所得で判定されます。(児童手当受給者もしくはそれに準じる対象者)

※所得制限限度額は、児童手当の所得制限に準じます。所得制限により、現在、特例給付を受給している人は対象になりません。所得制限限度額についてはホームページでご確認ください。

※申請が必要と思われる人には、令和3年12月末に申請書を送付しました。ホームページからもダウンロードできます。(申請後、審査があります。所得制限や養育要件により、支給できない場合があります。)

給付額＝対象児童1人につき10万円

申請期限＝3月10日(木)

### ◆離婚家庭等の人向け

令和3年9月1日から令和4年2月28日までの間に新たに対象児童の養育者となっているにも関わらず、当臨時特別給付金を受け取れない人に対し支給します＝**要申請**

詳細＝市ホームページでご確認ください

問合せ＝子育て支援課 児童福祉係(120番窓口・内線522)

## ■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



賃貸住宅の  
原状回復費用

大和郡山市消費者センター  
☎ 53-1583 (直通)  
相談受付 月～金曜日  
9時～16時

### 【事例】

3年間入居した賃貸マンションを退去することになった。子供が壁に落書きをしていたため、クロス張替え費用3万円とハウスクリーニング費用を差し引かれ、敷金を返してもらえない。

就職や転勤の多い新年度を前に、毎年賃貸住宅の退去をめぐるトラブルが多く寄せられます。

2020年に施行された改正民法や「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によって、通常の使用による損耗や経年劣化については、借主は原状回復義務を負わないことが定められていますが、借主の不注意などによる損傷や、日常の掃除や手入れを怠ったために発生した汚れなどについては、補修や汚れの除去などの原状回復を行ったうえで建物を明け渡さなければいけません。

ただしガイドラインでは、借主に原状回復義務がある場合でも、補修費用の負担割合を考慮して金額を算定するという考え方をとっています。設備や内装材ごとに耐用年数を定め、入居からの経過年数に応じた残存価値に基づいて借主の負担割合を算出します。事例の場合、クロスやカーペットの耐用年数は6年とされているので、3年間入居したのであれば半額の1万5千円の負担で済むこととなります。

退去にあたっては、どこにどのようなキズや汚れがあるのかを、まずは貸主や管理会社立ち合いのもと、双方で確認するようにしましょう。その上で、こちらに支払い義務のある原状回復費用でも、具体的な明細を示してもらい、妥当かどうかを判断してから支払うようにしましょう。もし返還されるべき敷金が返ってこない場合、少額訴訟制度を利用すると、少ない費用で迅速に解決をはかることができます。